

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。

- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。

- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

■ 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■ 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 17 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊 藤 早 穂

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 6 日から 令和 8 年 8 月 14 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午前 9 時 50 分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 19 日から 令和 8 年 8 月 26 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 17 日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	26, 240, 000 20, 992, 000	一括	5, 248, 000	1, 213, 671	268, 737
1	8, 030, 000				
2	18, 210, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市東七条三丁目
地 番 33 番
地 目 宅地
地 積 963.69 平方メートル
- 2 所 在 旭川市東七条三丁目 33 番地
家屋 番号 33 番
種 類 共同住宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
床 面 積 1 階 562.60 平方メートル
2 階 559.30 平方メートル
3 階 563.72 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 5 月 1 8 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊 藤 早 穂

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

(1) 1 0 1 号室

A が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。

(2) 1 0 2 号室

B が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。

(3) 1 0 3 号室

C が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。

(4) 2 0 1 号室

D が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。

(5) 2 0 3 号室

E が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。

- (6) 205号室
Fが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (7) 206号室
Gが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (8) 301号室
Hが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (9) 305号室
Iが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (10) 306号室
Jが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (11) 107号室
Kが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (12) 110号室
Lが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (13) 112号室
Mが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (14) 210号室
Nが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (15) 211号室
Oが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (16) 308号室
Pが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
- (17) 311号室
Qが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

(18) 312号室

Rが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

(19) 上記(1)～(18)を除く部分を本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 旭川市東七条三丁目 |
| | 地 番 | 3 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9 6 3. 6 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市東七条三丁目 3 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 3 3 番 |
| | 種 類 | 共同住宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 2. 6 0 平方メートル
2 階 5 5 9. 3 0 平方メートル
3 階 5 6 3. 7 2 平方メートル |

令和 8 年(ケ)第 2 号
令和 8 年 3 月 1 1 日受理
令和 8 年 4 月 1 3 日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市東七条三丁目
地 番 33番
地 目 宅地
地 積 963.69平方メートル
- 2 所 在 旭川市東七条三丁目 33番地
家屋 番号 33番
種 類 共同住宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床 面 積 1階 562.60平方メートル
2階 559.30平方メートル
3階 563.72平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	旭川市東7条3丁目2番8号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有して占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を共同住宅(一部空室)として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(占有関係用<多占>)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨, 執行官の意見 等					
			占有開始	占有	貸主	更新	賃料	特約等
			現在の契約	権原		種別	敷金等	その他の陳述等 執行官の意見
2	☐ 全部 ☒ 101号室 ----- A	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H28.4.1 ----- 自 R6.4.1 至 R8.3.31	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 57,000円 ----- ☒ 敷 ☐ 保 57,000円	「その他の事項」の とおり 共益費4,000円 駐車料5,000円
2	☐ 全部 ☒ 102号室 ----- B	☐ 居 ☐ 事 ☒ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R5.7.1 ----- 自 R7.7.1 至 R9.6.30	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 40,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 103号室 ----- C	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R6.2.23 ----- 自 R8.2.23 至 R10.2.22	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 32,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 201号室 ----- D	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R7.9.1 ----- 自 R7.9.1 至 R9.8.31	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 53,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり 共益費5,000円
2	☐ 全部 ☒ 203号室 ----- E	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R1.10.1 ----- 自 R7.10.1 至 R8.9.30	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 33,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 205号室 ----- F	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H30.10.1 ----- 自 R7.10.1 至 R8.9.30	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 31,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(占有関係用<多占>)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨, 執行官の意見 等					
			占有開始	占有	貸主	更新	賃料	特約等
			現在の契約	権原		種別	敷金等	その他の陳述等 執行官の意見
2	☐ 全部 ☒ 206号室 G	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R1.5.24 自 R7.5.24 至 R8.5.23	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 40,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 301号室 H	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H27.3.1 自 R7.3.1 至 R9.2.28	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 60,000円 ☒ 敷 ☐ 保 60,000円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 305号室 I	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R5.5.18 自 R7.5.18 至 R9.5.17	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 30,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 306号室 J	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R5.12.16 自 R7.12.16 至 R9.12.15	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 40,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり 駐車料2,200円
2	☐ 全部 ☒ 107号室 K	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R6.4.1 自 R6.4.1 至 R8.3.31	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 47,000円 ☒ 敷 ☐ 保 47,000円	「その他の事項」の とおり 駐車料2,200円
2	☐ 全部 ☒ 110号室 L	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R7.1.1 自 R7.1.1 至 R8.12.31	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 28,000円 ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり 共益費2,000円 駐車料2,200円

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居: 居宅	事: 事務所	店: 店舗	倉: 倉庫	他: その他の状況
占有権原	所: 所有権	賃: 賃借権	使: 使用借権	転: 転借権	他: その他の権利
貸主	所: 所有者	務: 債務者	借: 賃借人	他: その他の者	
更新種別	合: 合意更新	自: 自動更新	法: 法定更新		
賃料	月: 毎月	年: 毎年			
敷金等	敷: 敷金	保: 保証金			

(占有関係用<多占>)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨, 執行官の意見 等					
			占有開始	占有	貸主	更新	賃料	特約等
			現在の契約	権原		種別	敷金等	その他の陳述等 執行官の意見
2	☐ 全部 ☒ 112号室 ----- M	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H26.12.11 ----- 自 R6.12.11 至 R8.12.10	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 40,000円 ----- ☒ 敷 ☐ 保 40,000円	「その他の事項」の とおり 駐車料5,250円
2	☐ 全部 ☒ 210号室 ----- N	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H31.2.1 ----- 自 R8.2.1 至 R9.1.31	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 33,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり 約3年前から居室内に 残置物を残した状態 で行方不明である。
2	☐ 全部 ☒ 211号室 ----- O	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H26.12.5 ----- 自 R6.12.5 至 R8.12.4	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 34,000円 ----- ☒ 敷 ☐ 保 34,000円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 308号室 ----- P	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H27.2.7 ----- 自 R7.2.7 至 R9.2.6	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 45,000円 ----- ☒ 敷 ☐ 保 45,000円	「その他の事項」の とおり 駐車料5,250円
2	☐ 全部 ☒ 311号室 ----- Q	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H31.4.26 ----- 自 R7・4・26 至 R8・4・25	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 33,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり
2	☐ 全部 ☒ 312号室 ----- R	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R5.10.21 ----- 自 R7.10.21 至 R9.10.20	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 43,000円 ----- ☐ 敷 ☐ 保 円	「その他の事項」の とおり

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居: 居宅	事: 事務所	店: 店舗	倉: 倉庫	他: その他の状況
占有権原	所: 所有権	賃: 賃借権	使: 使用借権	転: 転借権	他: その他の権利
貸主	所: 所有者	務: 債務者	借: 賃借人	他: その他の者	
更新種別	合: 合意更新	自: 自動更新	法: 法定更新		
賃料	月: 毎月	年: 毎年			
敷金等	敷: 敷金	保: 保証金			

(占有関係用<多占>)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨, 執行官の意見 等					
	占有者		占有開始	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
			現在の契約				敷金等	
2	☐ 全部 ☒ 105号室、106号室、202号室、302号室、303号室、108号室、111号室、207号室、208号室、212号室、307号室、310号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	H26.6.20	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	「その他の事項」のとおり
	S		自 . . 至 . .				☐ 敷 ☐ 保 円	
	☐ 全部 ☐	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	. . 自 . . 至 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	
	☐ 全部 ☐	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	. . 自 . . 至 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	
	☐ 全部 ☐	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	. . 自 . . 至 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	
	☐ 全部 ☐	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	. . 自 . . 至 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

その他の事項

- 1 本件土地には、土地建物位置関係図のとおり境界標（石）が存在したので、これを基点にして実地に概測した結果、本件土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、略北西側で接面する市道及び略南東側で接面する市道とほぼ等高に接する平坦地であり、本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件建物は略北西側部分が「アーバンメゾンA」、略南東側部分が「アーバンメゾンB」の名称で賃貸アパート（全30戸）として利用されており、現在、動産類を放置したまま失踪した居室（210号室）を含めて、全18室を賃借人が居室として使用しており、残りの12室は空き部屋である。
- 4 本件建物には、次のような損傷や汚損が確認された。
 - (1) 網入りガラスのひび割れが、多くの部屋で見られた。
 - (2) 換気システムの更新が一部の部屋でしか行われておらず、そのため、窓の下等に黒カビが発生している部屋が多く見られる。
 - (3) 設備（特に水道配管）の正常な更新が行われておらず、水道管の破損（ピンホール）による漏水が多数発生している。
 - (4) 空き部屋が12室あるうち、賃貸可能と思われる部屋は、3部屋（208号室、212号室、310号室）のみであり、他の部屋は、天井に穴が開いていたり、カビの臭いが酷かったり、ドアノブが外れていたり、黒カビの発生による壁紙の汚損が著しいなど、そのままの状態では賃貸できないものと思料された。
- 5 本件建物には、上記の損傷等の他にも、全体として経年相当以上の劣化が存在するものと思われる。
- 6 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (101号室の賃借人)	1 3～4年前に天井から水漏れしたことがあり、天井にその跡があります。
■ D (201号室の賃借人)	1 和室1の外側の窓がズレていて、施錠することが出来ない状態です。
■ E (203号室の賃借人)	1 過去にユーティリティと台所付近で水漏れが発生したことがあります。 2 パルプ(製紙工場)の臭いが酷くて、洗濯物を外に干すことができません。
■ F (205号室の賃借人)	1 換気システム(換気空調機)から小さい虫が室内に侵入してきます。
■ J (306号室の賃借人)	1 居室内で猫を4匹飼育しています。
■ K (107号室の賃借人)	1 浴室の床に赤錆のような付着物がついて取れません。原因は不明です。
■ M (112号室の賃借人)	1 過去に2回ぐらいユーティリティの天井付近から水漏れがありました。
■ O (211号室の賃借人)	1 過去に2回ぐらい上層階からの水漏れにより、床が水浸しになったことがあります。
■ P (308号室の賃借人)	1 過去に、屋上のポンプの故障により、しばらく水が使えなくなったことがあります。
■ Q (311号室の賃借人)	1 湿気が酷くて部屋全体に黒カビが発生して、とてもカビ臭いです。 2 台所のコンロの魚焼き機が故障しており、現在使用できない状態です。
■ T (株式会社アーバンライフ管理事業部部長)	1 当社において、本件建物の管理を行っています。 2 本件建物は、数年前から屋上防水が悪くなっており、3階のホール付近に水漏れが発生しています。 3 210号室の賃借人Nは、3年前から、室内に残置物を残した状態で行方不明の状態にあり、現在、同人と連絡を取ることはできません。

調 査 の 経 過 ①		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月11日 (水) 10:50-11:10	管理会社 (株式会社アーバンライフ、旭川市東7-3)	各賃借人との賃貸借契約書借用、管理事業部部長から事情聴取
8年3月11日 (水) 11:30-11:40	旭川市役所	税務資料 (間取図、地番図) 交付申請
8年3月11日 (水) 15:30-15:40	管理会社 (株式会社アーバンライフ、旭川市東7-3)	各賃借人との賃貸借契約書返還、管理事業部部長から事情聴取
8年3月12日 (木) 10:00-10:30	物件所在地	土地調査、写真撮影、賃借人宅に、立入調査のお願いの事務連絡を投函
8年3月12日 (木) 11:30-11:40	旭川市役所	税務資料 (地番図) 受領
8年3月17日 (火) 10:00-10:20	物件所在地	立入調査 (101号室)、写真撮影、101号室の賃借人A立会
8年3月23日 (月) 16:40-16:50	物件所在地	103号室及び312号室に立入調査のお願いの事務連絡を再投函
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日執行許可の提示をした。 ☐		

調 査 の 経 過 ②

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月25日 (水) 14:00-15:00	物件所在地	立入調査 (107号室、311号室)、写真撮影、107号室の賃借人K及び311号室の賃借人Q各立会
8年3月26日 (木) 10:00-11:00	物件所在地	立入調査 (205号室、301号室)、写真撮影、205号室の賃借人F及び301号室の賃借人H各立会
8年3月26日 (木) 13:30-16:30	物件所在地	立入調査 (103号室、105号室、106号室、202号室、302号室、303号室、108号室、111号室、207号室、208号室、210号室、212号室、307号室、310号室)、写真撮影、103号室の立入調査の際に賃借人C立会、210号室の立入調査の際に立会人U立会
8年3月28日 (土) 10:00-10:40	物件所在地	立入調査 (201号室、203号室)、写真撮影、201号室の賃借人D及び203号室の賃借人E各立会
8年3月29日 (日) 10:00-13:00	物件所在地	立入調査 (102号室、305号室、306号室、110号室、112号室、211号室、308号室)、写真撮影、102号室の賃借人B、305号室の賃借人I、306号室の賃借人J、110号室の賃借人L、112号室の賃借人M、211号室の賃借人O、308号室の賃借人P各立会
8年3月29日 (日) 20:00-20:20	物件所在地	立入調査 (312号室)、写真撮影、312号室の賃借人R立会

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 8年 3月26日

105号室、106号室、202号室、302号室、303号室、108号室、111号室、207号室、208号室、212号室、307号室、310号室は、いずれも空室で施錠されていたため、立会人を立ち会わせず、管理会社（株式会社アーバンライフ）の許可を得て、同社から借用した鍵で解錠して、各部屋に立ち入った。

210号室は、不在で施錠されていたため、立会人Uを立ち会わせ、管理会社（株式会社アーバンライフ）から借用した鍵で解錠して居室内に立ち入った。

■ 令和 8年 3月29日

賃借人らに、それぞれ休日（夜間）執行許可の提示をした。

調 査 の 経 過 ③

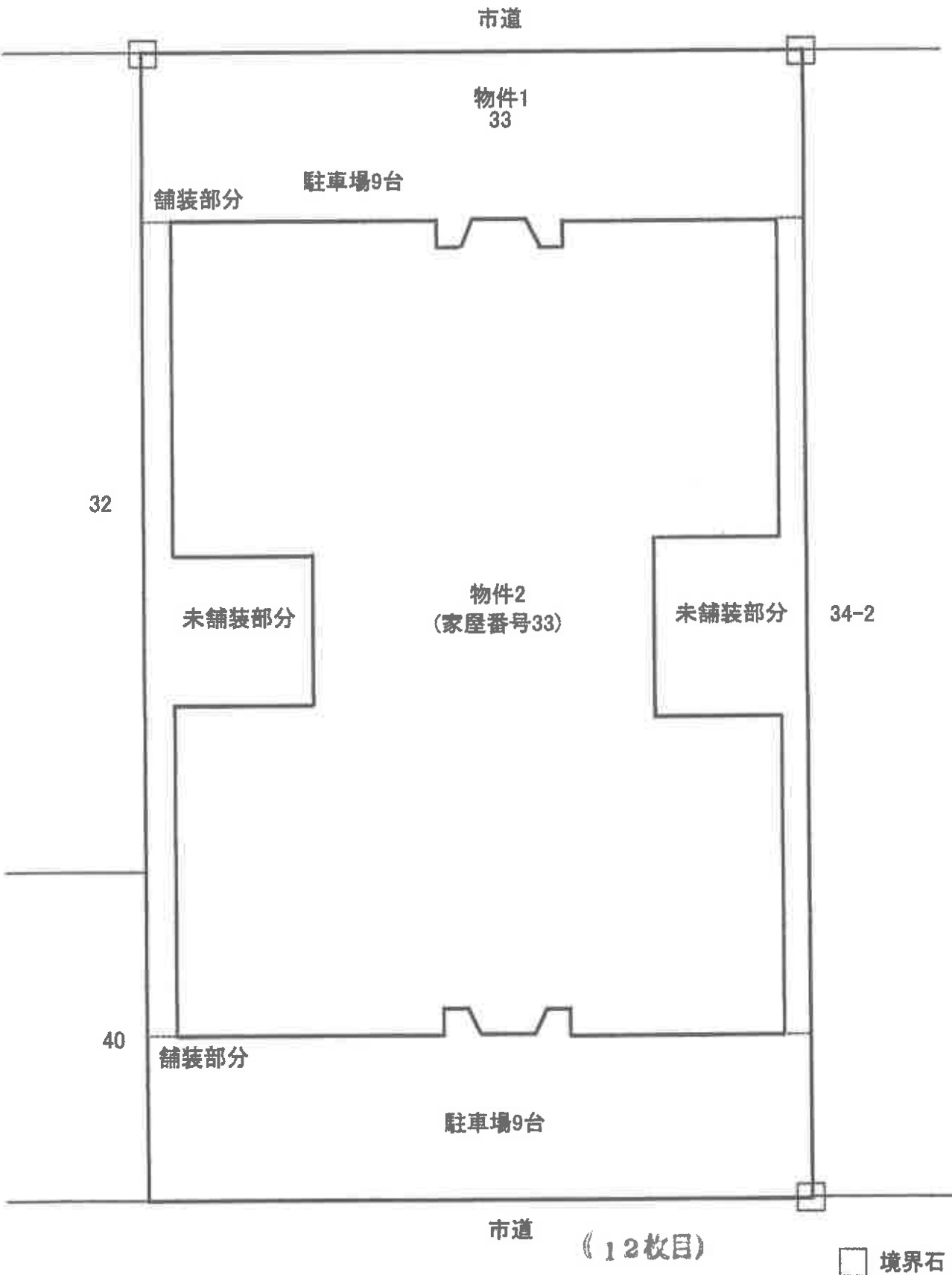
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年4月6日 (月) 11:30-12:30	旭川地方法務局	閉鎖登記簿謄本交付申請、受領
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日執行許可の提示をした。
- ☐

土地建物位置関係図(概略)

令和8年(ケ)第2号

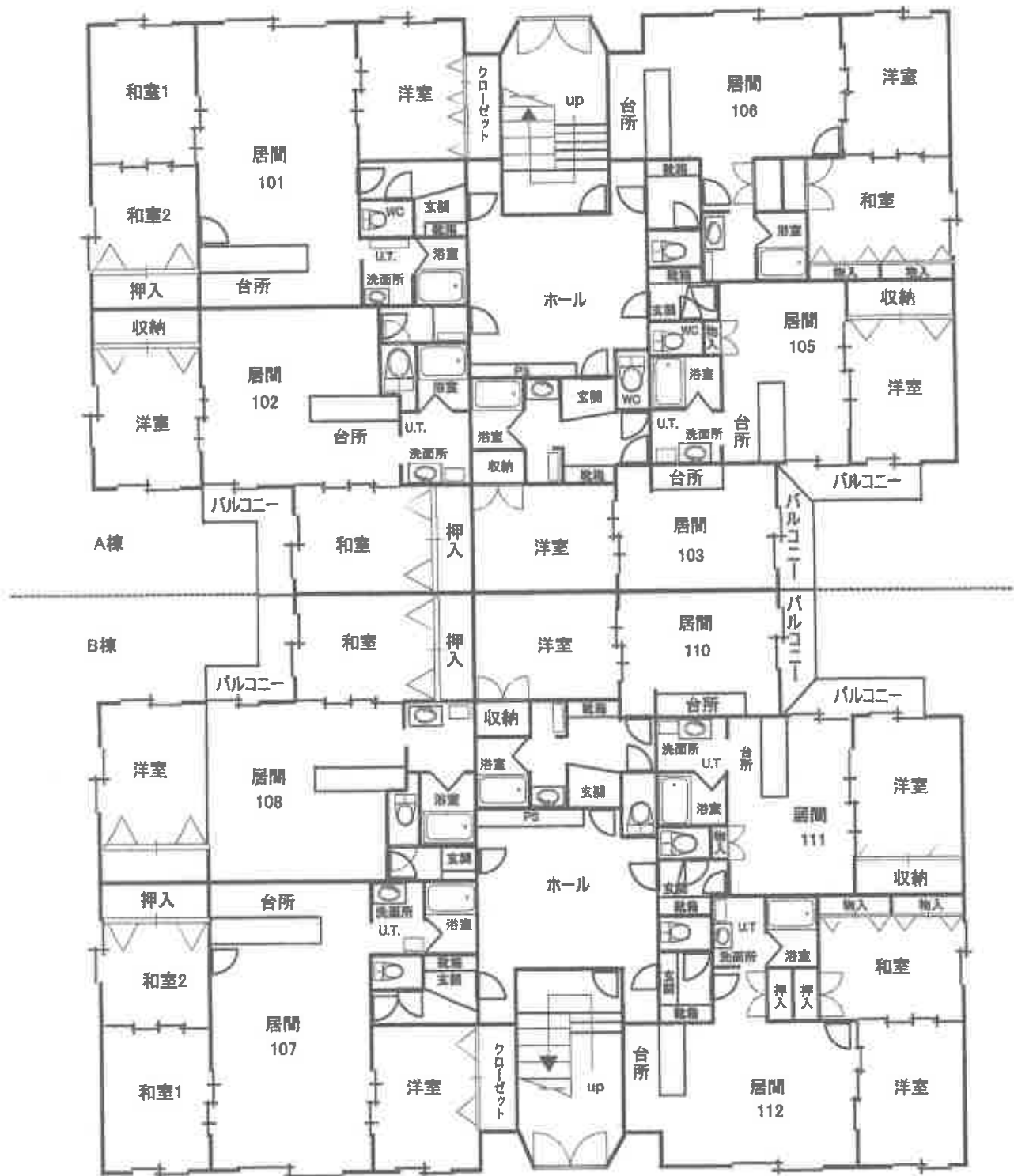


建物間取図(概略)

令和8年(ケ)第2号



1階

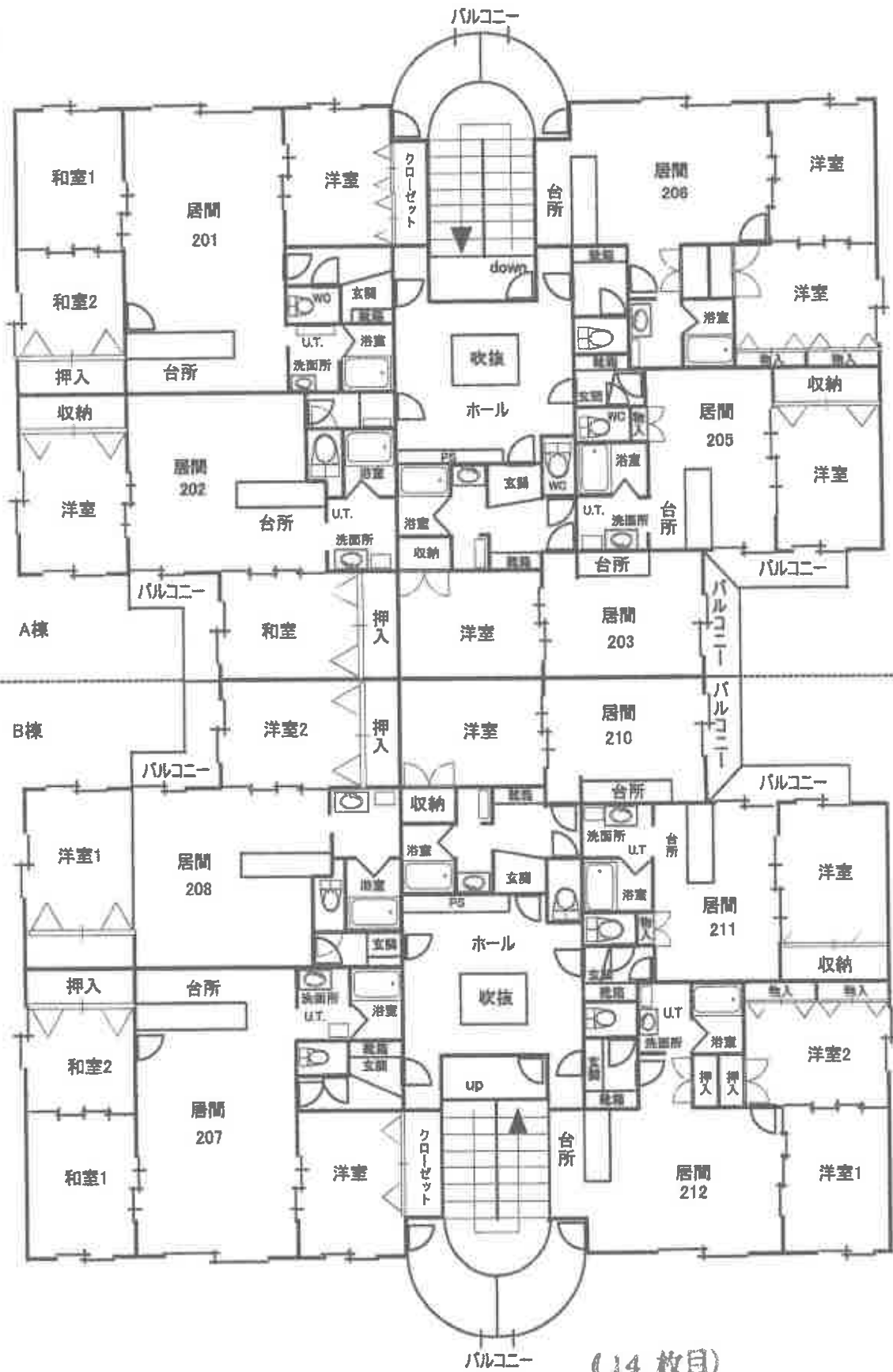


建物間取図(概略)

令和8年(ケ)第2号



2階



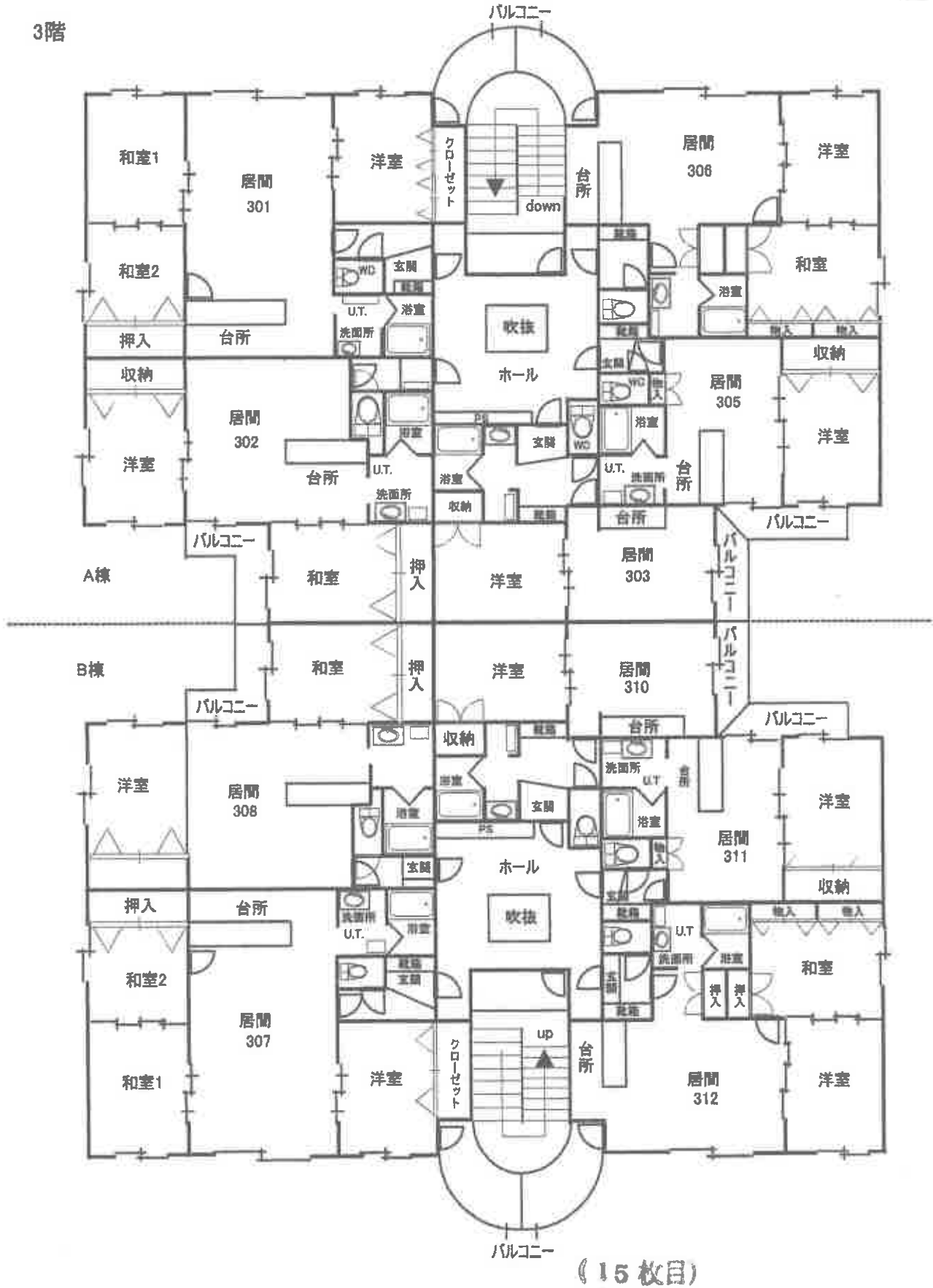
(14 枚目)

建物間取図(概略)

令和8年(ケ)第2号



3階



1



本件建物の外観（A 棟側）、本件土地の形状

2



本件建物の外観（A 棟側）、本件土地の形状

3



本件建物の外観（B棟側）、本件土地の形状

4



本件建物の外観（B棟側）、本件土地の形状

5



208号室の居間

6



208号室の台所

7



208号室の洗面所

8



208号室の浴室

9



208号室の洋室1

10



208号室の洋室2

11



2 1 2 号室の居間

12



2 1 2 号室の台所

13



2 1 2 号室の洗面所

14



2 1 2 号室の浴室

15



2 1 2 号室の洋室 1

16



2 1 2 号室の洋室 2

17



310号室の居間及び台所

18



310号室の洗面所

19



310号室の浴室

20



310号室の洋室

21



106号室の天井に穴が開いている状況

22



108号室の居間の窓枠下の壁紙の剥離状況

23



108号室の居間に通じるドアのドアノブが外されている状況

24



111号室の居間の天井に大穴が開いている状況

25



1 1 1 号室の居間と台所の間の仕切り壁が破損している状況

26



1 1 1 号室の物入内部に黒カビが発生している状況

27



202号室の天井に大穴が開いている状況

28



207号室の和室の窓枠下の壁紙が剥離している状況

29



303号室の居間のドアノブが外されている状況

30



303号室のトイレのドアノブが外されている状況

31



3 0 7 号室の居間の窓枠下の壁紙の剥離状況

32



3 0 8 号室の居間の天井に穴が開いている状況



308号室の居間の壁紙が剥離している状況

令和 8 年 (ケ) 第 2 号
令和 8 年 3 月 17 日 現 地 調 査
令和 8 年 4 月 13 日 評 価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
松 浦 晃 久

第1 評価額

一 括 価 格	
金 26,240,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 8,030,000 円
物件2（建物）	金 18,210,000 円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	旭川市東7条3丁目 33番 宅地 963.69㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市東7条3丁目 33番地 33番 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1階 562.60㎡ 2階 559.30㎡ 3階 563.72㎡	同左
番号	特記事項		
1・2	1. 本件土地には、土地建物位置関係図の通り境界石が存したので、これを基点に実地に概測した結果、本件土地は概ね公図の通りと思われるが、正確には測量を要する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR函館本線「旭川」駅の北東方・道路距離約 3.0km 最寄りバス停「東4条4丁目」の南東方・道路距離約 550m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅、共同住宅、事業所等が混在する地域 地勢は概ね平坦である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮 しない一般的な規則)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準住居地域 60% 200%
画 地 条 件	間口約 23.5m、奥行約 40.8mの長方形地 地勢は平坦。隣地及び前面道路と概ね等高。	
接 道 道 路 の 状 況	略北西側：認定幅員約 27.2m 舗装 市道（建築基準法第42条1項1号該当） 略南東側：認定幅員約 11.0m 舗装 市道（建築基準法第42条1項1号該当）	
土地の利用状況等	本件建物の敷地として利用されている。 (別添「土地建物位置関係図」参照)	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり ガス配管：あり 下 水 道：あり	
特 記 事 項	・ 受命物件の土地については、現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ・ 地中の確認ができないため、埋設物等には注意を要する。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・ 津波・洪水ハザードマップ浸水予測：0.5～3.0m	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成2年10月19日新築 経 過 年 数：新築時から約35年 経済的残存耐用年数：約10年
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造 屋 根：陸屋根 外 壁：吹付タイル 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス、木質クロス等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水設備、衛生（浴室・トイレ）、ガスボイラー（給湯、暖房）、ガスファンヒーター、換気システム、ケーブルテレビ、オートロック等 そ の 他：特に無し
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：共同住宅 間 取 り：概略は建物間取図を参照
品 等	中位
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書を参照
特 記 事 項	・ 建築確認済証：H02認建旭川000296 1990/5/23 - 完了検査済証：H02証建旭川000296 1990/10/22 ・ 多くの部屋において、網入り窓ガラスのひび割れが確認された。 ・ 換気システムの更新が一部の部屋でしか行われない。そのため、窓の下に黒カビによる壁紙の黒ずみが見られる部屋が多数ある。 ・ 正常な設備更新が行われていない。特に、水回りは水道管破損（ピンホール）による漏水が多数発生している。 ・ 空室12室のうち、賃貸可能な部屋は3室（208, 212, 310）のみで、他の空室は、天井に穴、カビの臭い、カビによる壁紙の黒ずみ等賃貸が出来ない状況にある。

第5 評価額算定の過程

本件においては、積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	30,000円/㎡	1.02	963.69㎡	0.75	22,116,686円

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：二方路 +2

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ=エ
2	285,000円/㎡	1,685.62㎡	3%	14,412,051円

ウ 現価率： 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、残価程度を3%と査定した。

2 積算価格の査定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり積算価格を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 ア×イ＝ウ
1	22,116,686円	0.50	11,058,343円
計	—		11,058,343円

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 積算価格

番号	基礎となる価格 (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (2①ウ) イ	積算価格 ア＋イ＝ウ	構成比 エ
1	22,116,686円	-11,058,343円	11,058,343円	0.303
2	14,412,051円	11,058,343円	25,470,394円	0.697
一括価格(合計)			36,528,737円	1.000

II 収益価格の試算

総収益を粗利回りで還元して、下記のとおり収益価格を求めた。

総収益 ア	家賃等補正 イ	粗利回り ウ	その他補正 エ	収益価格 ア×イ÷ウ×エ
7,224,600円	0.90	17.0%	—	38,247,882円

ア 総収益：各室賃貸を想定し、現行賃料を基に、空室部分は想定を行って査定した。なお、総収益は可能総収益から空室損失・貸倒損失を除いた有効総収益とした。

イ 家賃等補正：周辺の賃料水準と将来動向を鑑みて上記の通り査定した。

ウ 粗利回り：近隣の収益物件の期待利回り及び当該不動産の収益の安定性等を勘案し査定した。

エ その他補正：特になし。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、収益用不動産であることを考慮した結果、収益価格を重視し、積算価格を比較考量して、調整後の価格を下記のとおり求めた。

	占有減価修正前の 試算価格 ア	占有減価修正 イ	試算価格 ア×イ
積算価格	36,528,737円	—	36,528,737円
収益価格	38,247,882円	—	38,247,882円
調整後の価格			37,904,000円

イ 占有減価修正：特にない。

2 調整後の価格の各物件に対する割付

調整後の価格を積算価格の価格割合で各物件に割付け、下記のとおり割付後の価格を求めた。

番号	調整後の価格 ア	価格割合 イ	割付後の価格 ア×イ
1	37,904,000円	0.303	11,484,912円
2		0.697	26,419,088円

3 内訳価格及び一括価格

割付後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらにその他控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

番号	割付後の価格 ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	その他の控除減価 (敷金等) エ	評価額 ア×イ×ウ×エ (万円未満切捨)
1	11,484,912円	1.00	0.70		8,030,000円
2	26,419,088円	1.00	0.70	-283,000円	18,210,000円
一括価格(合計)					26,240,000円

イ 市場性修正：市場性を考慮して調整後価格を査定したため、1.0と判断した。

ウ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ その他の控除減価(敷金等)：敷金相当額を控除した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（旭川-49）

所 在：旭川市東8条2丁目22番
価 格：26,200円/㎡
位 置：「旭川」駅 道路距離3kmに位置する
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：404㎡
供給処理施設：水道・ガス・下水
接 面 街 路：南東側 14m 市道
用 途 指 定 等：準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：店舗兼住宅、アパート、営業所等が混在する地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 17,330,037円

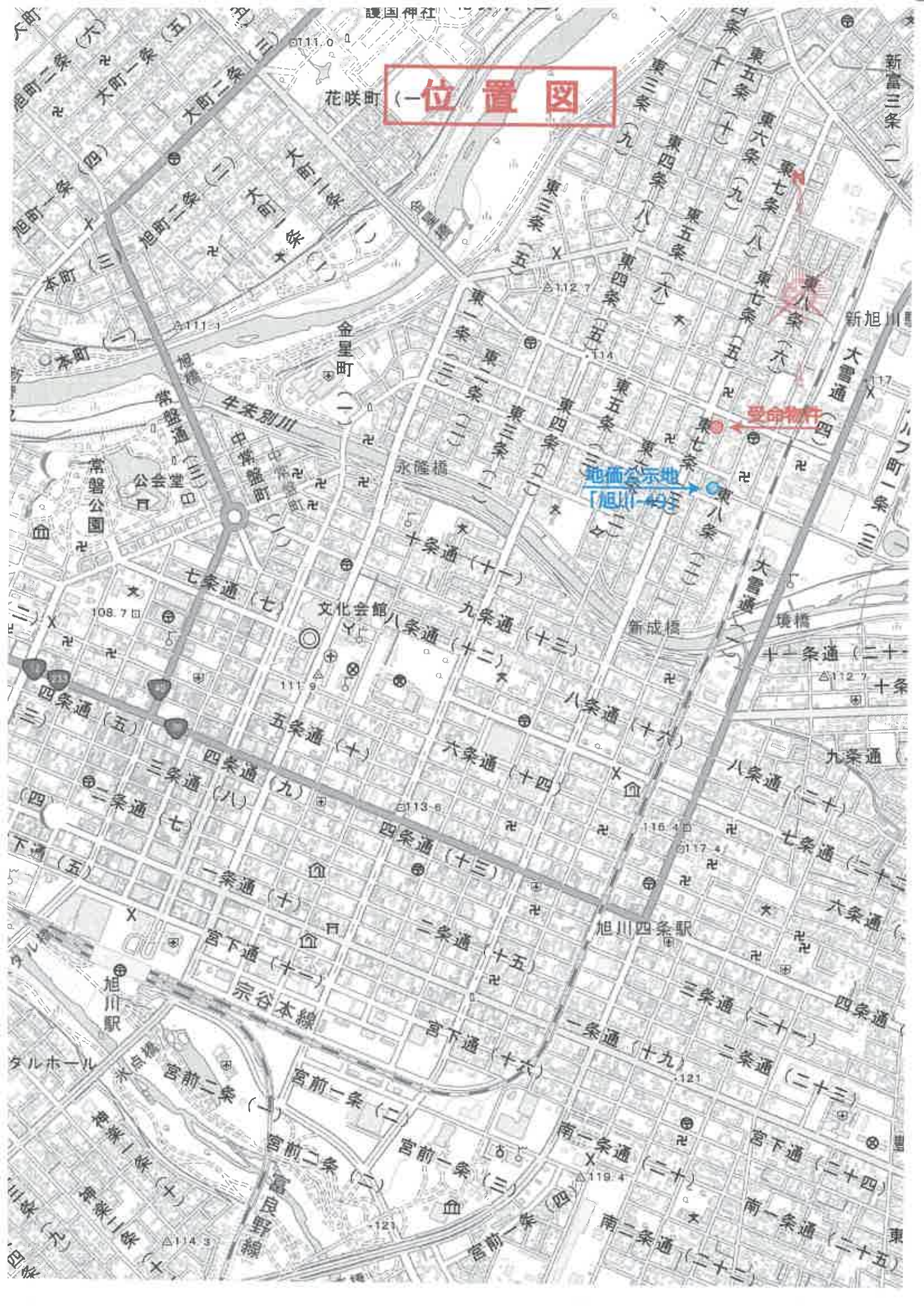
物件2 83,802,564円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 建物図面・各階平面図写し
- 4 土地建物位置関係図(概略)
- 5 建物間取図(概略)

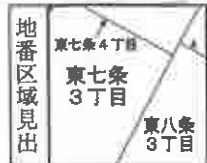
位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。



A 東八条4丁目
B 東六条3丁目

請求部	所在	旭川市東七条三丁目				地番	33番			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和8年4月				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方方法務局管轄)

令和8年1月9日

横浜地方方法務局神奈川出張所

登記官

請求番号：29-1

(1/1)

登記年月日：平成12年1月14日

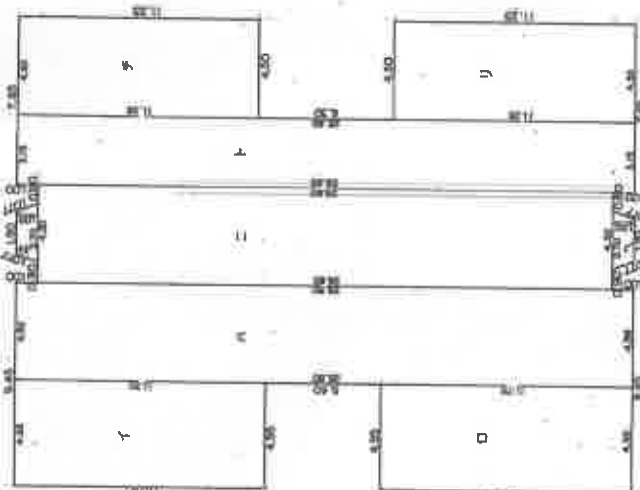
G49137

建物図面
各階平面図

家屋番号 33番

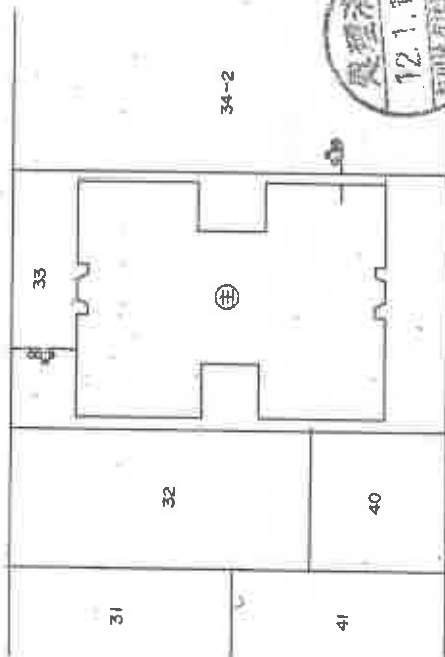
建物の所在 旭川市東7条3丁目33番地

1階



1 階	イ	4.95	×	11.70	=	57.9150
	ロ	4.95	×	11.70	=	57.9150
	ハ	4.50	×	28.80	=	129.6000
	ニ	4.50	×	26.80	=	120.6000
	ホ	$(1.90 + 2.70) \frac{1}{2} \times 1.00$			=	2.3000
	ヘ	$(2.70 + 1.90) \frac{1}{2} \times 1.00$			=	2.3000
	ト	3.15	×	28.80	=	90.7200
	チ	4.50	×	11.25	=	50.6250
	リ	4.50	×	11.25	=	50.6250
					計	562.6000 ^{m²}

2-1



通廊

作製者

(平製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/600

98-1 No 05070

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方検察局管轄)

令和8年1月9日

旭川地方検察局神奈川出張所

登記官

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

登記年月日：平成12年1月14日

049138



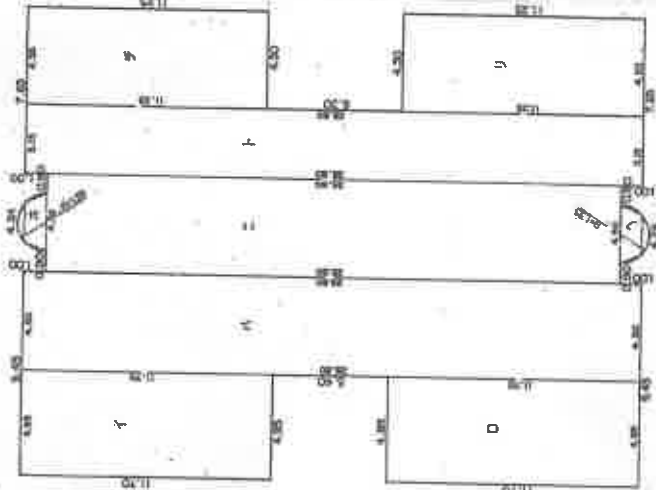
旭川市東7条3丁目33番地

33番

旭川市東7条3丁目33番地

旭川市東7条3丁目33番地

3 階



3 階	イ	4.95	×	11.70	=	57.9150
	ロ	4.95	×	11.70	=	57.9150
	ハ	4.50	×	28.80	=	129.6000
	ニ	4.50	×	26.80	=	120.6000
	ホ	$3.141 \times 1.35 \times 1.35 \times \frac{1}{2}$			=	2.8622
	ヘ	$3.141 \times 1.35 \times 1.35 \times \frac{1}{2}$			=	2.8622
	ト	3.15	×	28.80	=	90.7200
	チ	4.50	×	11.25	=	50.6250
	リ	4.50	×	11.25	=	50.6250
					計	563.7244

作製者

土地家

縮尺 1/250

日作製

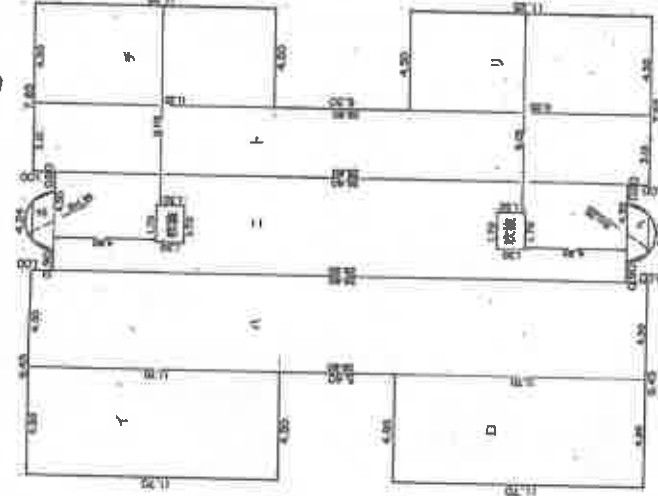
申請人



縮尺 1/250

縮尺 1/250

2 階



吹抜 (廻廊部分) 吹抜
1.70 X 1.30 X 2 = 4.4200

2 階	イ	4.95	×	11.70	=	57.9150
	ロ	4.95	×	11.70	=	57.9150
	ハ	4.50	×	28.80	=	129.6000
	ニ	4.50	×	26.80	=	120.6000
	ホ	$3.141 \times 1.35 \times 1.35 \times \frac{1}{2}$			=	2.8622
	ヘ	$3.141 \times 1.35 \times 1.35 \times \frac{1}{2}$			=	2.8622
	ト	3.15	×	28.80	=	90.7200
	チ	4.50	×	11.25	=	50.6250
	リ	4.50	×	11.25	=	50.6250
					計	559.3044

縮尺 1/250

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

登記官

旭川地方方法務局神奈川出張所

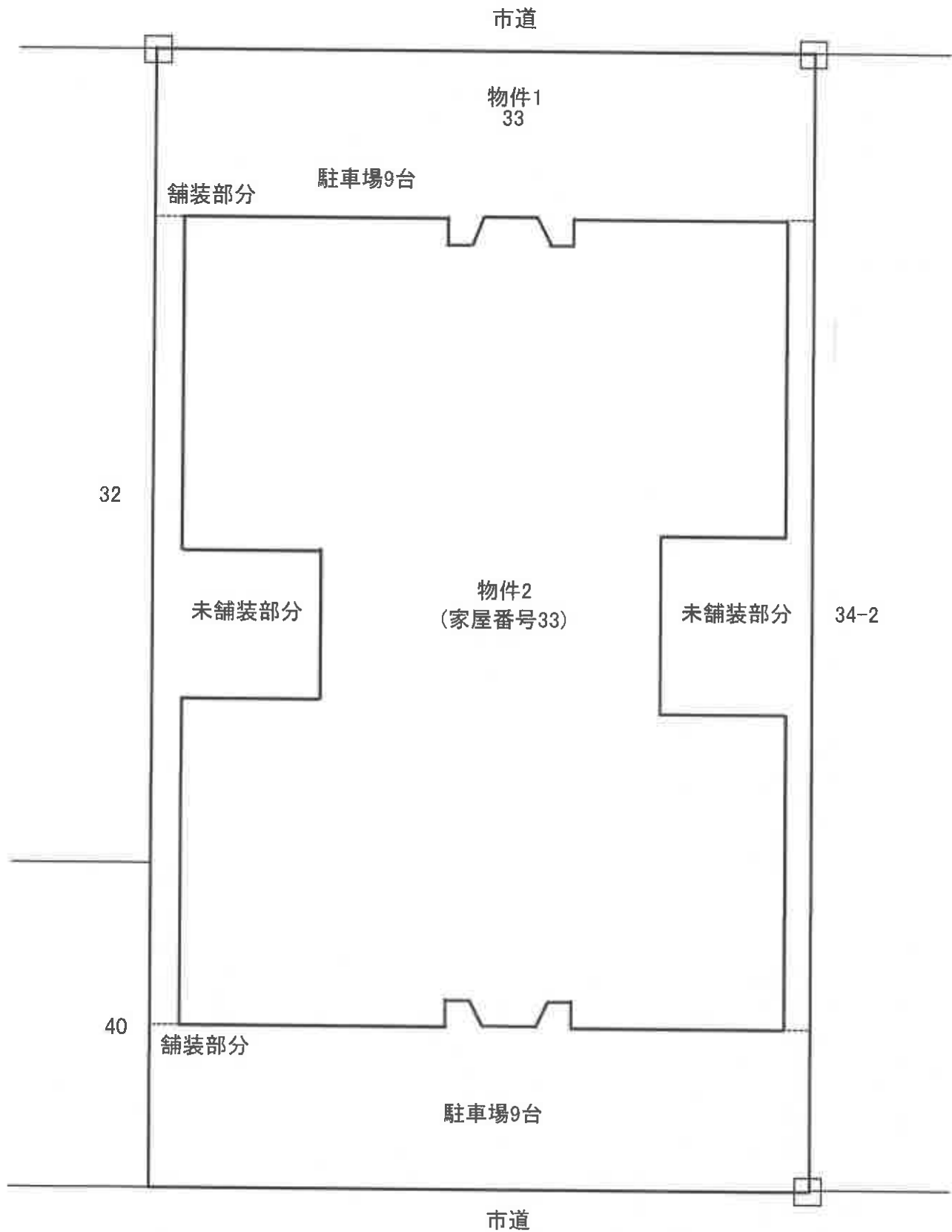
令和8年1月9日

(旭川地方方法務局管轄)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

土地建物位置関係図(概略)

令和8年(ケ)第2号



□ 境界石

令和8年(ケ)第2号

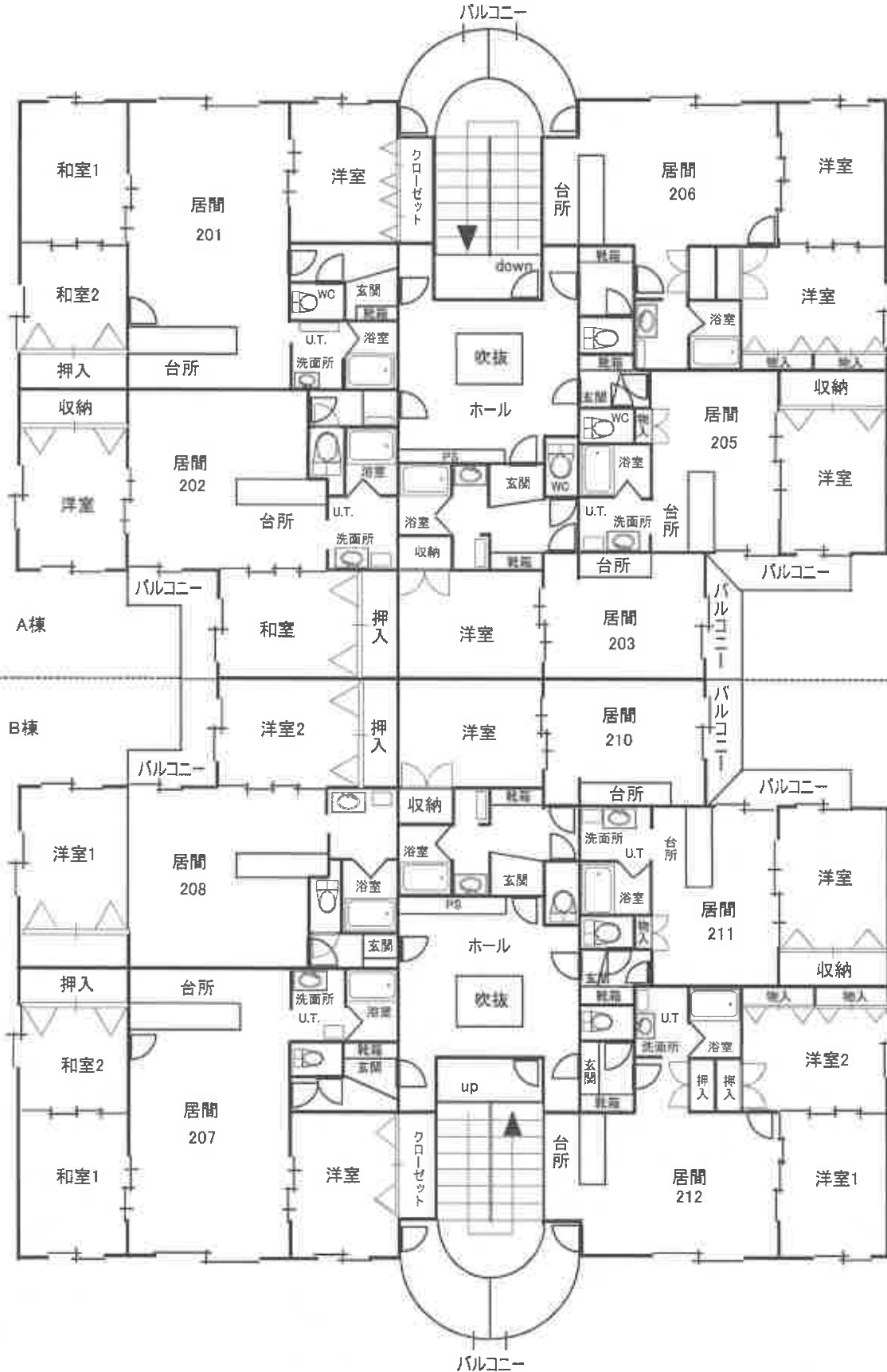
この図は、3階建てのマンションの平面図を示しています。各フロアには、居間（リビング）、和室（和室）、洋室（洋室）、キッチン（台所）、バスルーム（浴室）、トイレ（WC）、洗面所（洗面所）、玄関（玄関）、収納（収納）、バルコニー（バルコニー）などの部屋が配置されています。また、エレベーター（クロウゼット）と階段（up/down）も示されています。各ユニットは、101、102、103、105、106、108、110、111、112などの番号で識別されます。また、A棟とB棟の区分も示されています。

建物間取図(概略)

令和8年(ケ)第2号



2階



建物間取図(概略)

令和8年(ケ)第2号



3階

